

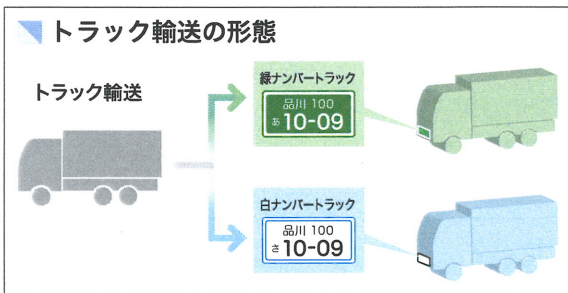
# 第1部 トラック輸送産業の概況

## 物流の主役トラック

# 営業用トラックの活動

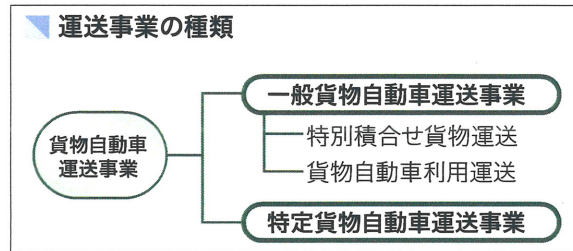
### トラック運送事業者の9割は中小企業

トラック輸送には、自家の貨物を輸送する自家用トラック（白地のナンバープレート）と、他者の貨物を有償で輸送する営業用トラック（緑地のナンバープレート）の2種類があります。この営業用トラックについては、貨物自動車運送事業法で、事業形態が一般貨物自動車運送事業と特定貨物自動車運送事業に大別され、さらに一般貨物自動車運送事業のなかの一形態として特別積合せ貨物運送があります。



一般貨物自動車運送事業のなかで、不特定多数の荷主から集荷した貨物を、起点および終点のターミナル等の営業所または荷扱所で必要な仕分けを行い、その

ターミナル等の中で幹線輸送などを定期的に行うのが特別積合せ貨物運送事業です。宅配便はこの事業に含まれます。



特定貨物自動車運送事業は、品目ごとに荷主などを限定して輸送する事業です。

中小企業基本法では「資本金3億円以下又は従業員300人以下」の企業を中小企業と規定していますが、これによると、一般貨物自動車運送事業者の99%以上が中小企業ということになります。

### トラック運送事業の規模別事業者数（平成28年3月末現在、単位：者）

車両規模別

業種	両	10以下	11~20	21~30	31~50	51~100	101~200	201~500	501以上	計
特別積合せ		18	8	14	24	56	79	50	37	286
一般		29,853	12,989	5,809	4,319	2,742	747	204	59	56,722
特定		413	32	9	4	3	0	1	1	463
霊柩		4,535	119	30	13	5	3	0	0	4,705
計		34,819	13,148	5,862	4,360	2,806	829	255	97	62,176
構成比(%)		56.0	21.1	9.4	7.0	4.5	1.3	0.4	0.2	100.0

従業員規模別

業種	人	10以下	11~20	21~30	31~50	51~100	101~200	201~300	301~1,000	1,001以上	計
特別積合せ		8	5	4	22	54	62	40	56	35	286
一般		25,907	13,978	6,353	5,131	3,608	1,288	262	151	44	56,722
特定		368	61	18	8	5	1	1	1	0	463
霊柩		4,168	291	101	74	39	18	8	3	3	4,705
計		30,451	14,335	6,476	5,235	3,706	1,369	311	211	82	62,176
構成比(%)		49.0	23.1	10.4	8.4	6.0	2.2	0.5	0.3	0.1	100.0

資料：国土交通省

(注)：1. 各項目の構成比については、四捨五入しているため、合計と一致しない  
2. 各表の特別積合せの計数は、一般の外数として計上している  
3. 一般には霊柩を兼業している事業者を含む。霊柩は事業者のみ